

令和7年度児童養護施設等検査実施方針

令和7年6月26日

1 基本方針

区は、児童福祉施設等において利用者が安全に、かつ安心して生活を営み、一人ひとりの個別性に応じたきめ細かな利用者本位のサービスが提供されるよう指導検査を行う。

指導検査においては、区条例や関係法令、国通知等に定める基準への適合を、関連資料の徴取、施設での関係者へのヒアリング、施設内の見学、帳簿書類の検査により調査し、基準への不適合や取組の不十分が認められる場合は、別に定める「検査基準」に則って指導助言し、施設に対して主体的な改善の取組みを求める。

また、重大な法令違反や不適切なサービス提供の疑いがある場合は、利用者を保護し、児童養護施設等の社会的役割に対する使命を確保保持するため、速やかに特別指導検査を実施する。

2 実施内容

東京都板橋区児童福祉施設等指導検査実施要綱による。

3 対象施設

- (1) 児童養護施設
- (2) 区立母子生活支援施設
- (3) 児童自立生活援助事業所

4 一般指導検査の重点項目

(1) 運営関係

① 職員の確保及び処遇

(ア) 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。

(イ) 職員の処遇について、適切な給与水準の確保、労働時間の短縮等労働条件の改善、福利厚生の実施、研修等による資質向上等が図られているか。

② 安全対策の徹底

(ア) 建物の施設設備は区条例等に定める基準を満たし、危険な箇所はないか。

(イ) 安全計画に基づく安全措置（研修及び訓練等）の実施、職員への周知、並びに消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。

(ウ) 食中毒、感染症予防対策（特に新型コロナウイルス、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌O157、レジオネラ症、ノロウイルスの感染及びまん延防止対策）が徹底されているか。

(エ) 事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られているか。

るか。

③ 苦情対応の体制整備の徹底

(ア) 苦情対応の仕組みの利用者等への周知、第三者委員の設置などがなされているか。

(イ) 利用者等からのサービスに係る苦情内容及び対応結果が、定期的に公表されているか。

④ 個人情報の適切な取り扱いの確保

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）等に則った適正な取扱いが確保されているか。

(2) 支援関係

① サービス提供の充実

(ア) サービスに係る計画に基づいてサービスが提供されているか。

(イ) 自立支援計画は利用者等の個別の状況に応じて作成され、必要の都度見直しがなされているか。

(ウ) サービスの提供内容は、自立支援につながるものとなっているか。

② 利用者等の人権に配慮した処遇

(ア) 利用者等に対し、施設従事者等による虐待行為等の不適切な対応がないか。

(イ) 適切な虐待防止策が取られているか。

(ウ) 体罰等監護及び教育に係る権限が濫用されていないか。

③ 預り金の適正管理

利用者等の預り金を管理している場合、適切な管理が行われているか。

(3) 会計経理関係（区立母子生活支援施設は除く。）

① 適切な会計処理の徹底

(ア) 会計基準等に則った適切な会計処理がなされているか。

(イ) 計算書類等が適正に作成されているか。

② 管理組織の確立

(ア) 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。

(イ) 資産管理が適正に行われているか。

③ 契約事務の適正化

(ア) 契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明しうるものとしているか。

(イ) 契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。また、随意契約は、関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。

④ 運営費の運用

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成 16 年 3 月 12 日雇児発第 0312001 号ほか及び雇児福発第 0312002 号ほか）に基づく運営費の管理・運用がなされているか。

5 関係機関との連携

児童養護施設及び児童自立生活援助事業所については、連絡調整を担当する子ども政策課内で連携していく。

区立母子生活支援施設については、運営所管である福祉部生活支援課と連携していく。

また、福祉部生活支援課が今年度社会福祉法人監査を実施する予定の法人の、主たる事務所である施設については、法人監査と同日に一般指導検査を実施する。